

前漢高祖の商人支配

——商賈の律と韓王信・陳豨の乱——

林 英 樹

はじめに

前漢時代は商業の盛んな時代であった。これは衆目の一致するところで、これまで、様々な角度から研究が積み重ねられてきた。⁽¹⁾

本稿では、商賈の律を中心とする高祖劉邦の商人支配を、政治史の立場から考えてみたい。

一 商賈の律に関する従来の研究

まず、商賈の律に関する先行研究をあげ、律の内容と制定の背景についての理解を検討し、問題の所在を明らかにする。

高祖八年、高祖は商賈の律と呼ばれる法を制定した。『史記』卷三〇平準書には、

天下已平。高祖乃令賈人不得衣絲乘車、重租稅以困辱之。孝惠・高后時、為天下初定、復弛商賈之律。然市井之子孫、亦不得仕宦為吏。

とあり、『漢書』卷一下高帝紀下八年条に、

賈人母得衣錦繡綺縠絲紵罽、操兵、乘騎馬。

とある。この二記事から商賈の律は、次の各条からなると理解できよう。

一、「賈人」の衣服を制限する。

二、「賈人」の乗車・乗馬を禁ずる。

三、「賈人」の武器使用を禁ずる。

四、「賈人」の租税を重くする。

五、「市井の子孫」の仕官を禁ずる。

五以外は惠帝・呂后称制時代に廃止された。

一から四の「賈人」はどのような商人を対象とするのだろうか。影山氏や紙屋氏は、市内に居住する商人^リ市籍に登録された商人⁽²⁾とする。松崎氏は市籍にあるかどうかとは別の基準であろう⁽³⁾。越智氏は、高帝紀下を引いて、行商を主対象としたと述べ、平準書を引いて、広く商業を専業とする者（商人）と考えるべきであろう⁽⁴⁾。越智氏は、専業か否かを問わず、市場に出入りする全ての商人が市籍に登録され、市で営業しない行商は登録されない、と考えている⁽⁵⁾。この点を考慮すれば、越智氏の意見は松崎氏に近いようである。

商賈の律を少し離れて、「賈人」という言葉に注目すると、山田氏は、「賈人」は漢代の法制上の商人を表すタームで、市の内外に居住する専業商人（行商・坐賣）を対象とするといふ。⁽⁶⁾ 堀氏は、七科譜の第四の「賈人」について、これは市籍の有無にかかわらず、現在商業に従事している者を指し、それらを政府が把握しようとしている意図を示すもの、と考えている。⁽⁷⁾

五の「市井の子孫」についても、意見が分かれる。渡部氏や堀氏は、これを七科譜の第六・第七の、父母・大父母が市籍をもつていた者に相当する、といふ。⁽⁸⁾ 一方、紙屋氏は、現に市籍に登記されている者の子孫と理解した方がより妥当であろう、といふ。⁽⁹⁾

次に、律制定の理由を先学に聞く。これは、前漢国家の身分体制論、抑商論、高祖の個人的動機論の三種に分けられる。

影山氏は、秦末、楚漢抗争の混乱期に乗じて嘗利活動を展開した商人に対する抑圧的政策を含んでいたと見るべきであるが、主要な内容は商人を帝国の要求する秩序に位置づけ、固定しようとする傾向にあつたと見るべきである、といふ。⁽¹⁰⁾ 堀氏は高帝紀下を引き、中国古代の一般民衆は、古典古代社会と同様に、農民であると同時に戦士であることが重要であったのであるから、武器携行の禁止は、そうしたいわば市民的権利を奪われたことを示すと述べ、律の具体的規定を前漢国家の身分体制論の中で扱つた。

抑商政策ととらえる立場には、謝天佑・曾延偉・王廻璽の各氏が挙げられる。⁽¹²⁾

越智氏は高祖の個人的動機を重視し、現実主義者の高祖にとつて、商業が汚れたものであるといったことはさし

たる問題ではなかつたが、秦末の動乱期に暴利を得た商人の贅沢、羽振りが高祖の瘤にさわり、商人蔑視を生じさせたのではなかろうか、と論じた。さらに氏は、農本主義的な見方や制度は、儒家が政治上発言権を持つようになる後代に登場するもので、これを高祖の措置に遡らせて考えるのはかなり無理があるだろうと述べた。⁽¹³⁾

以上の如く、商賈の律が対象とする商人、ならびに律制定の背景についての理解は、様々の異見が並び立ち、共通の認識を得難い。国家の身分体制や高祖の個人的動機を踏まえた議論は、商賈の律の意味を考える上で重要であろう。

一二 商賈の律の制定

しかし、律を含む一連の政策のもつ政治的意味の解明という立場から、当時の政治過程の中に商賈の律を置くと、従来の諸見解とは別の一面も浮かびあがる。本稿のねらいはここにある。以下、漢初の政治史の中で、漢初の商人支配の展開を考え、律のもつ意味や対象となる商人の性格を探つていこう。

〔漢書〕高帝紀下によれば、商賈の律は高祖八年三月に発布された。同じ時、
①令吏卒從軍至平城及守城邑者、皆復終身勿事。
も発せられている。これは同年十一月の

②令士卒從軍死者為櫬、帰其県、県給衣衾棺葬具、祠以少牢、長吏視葬。
と関係があるだろう。

①の平城に至る従軍者と城邑を守る者は、高祖六年九月、韓王信の乱の際、高祖が匈奴軍に七日間包囲された有名な平城の役に関係すると思われる。②の戦死者も、韓王信の乱に伴う者ではないだろうか。そこで、韓王信の乱を略述し、この推測の是非を確かめよう。

韓王信は戦国時代の韓王国の王族の末裔である。秦二世皇帝三年四月に、関中をめざす高祖軍が穎川に入り、張良に穎川の掌握を委ねた際、そこで張良に見いだされ、高祖軍に加わった。詳しい考証は省略するが、のち高祖元年八月からは張良にかわり穎川の平定を行い、二年十一月に韓王に封ぜられた。三年六月に滎陽を攻められ項羽に降伏したが、のち高祖側に戻り、五年春に改めて韓王に封ぜられ、穎川を領地とした。

六年正月、太原郡三一県に移封され、同年九月、匈奴に包囲された韓王信は、漢に叛いた。七年十月、高祖が自ら出陣し、韓王信を銅鞮に撃つと、信は匈奴に敗走した。韓王信の将、曼丘臣と王黃は、戦国趙の王族の末裔、趙利を趙王に擁立し、信の残兵を集め、匈奴と連合し漢軍と戦つた。高祖は匈奴の冒頓单于の計略に掛かり、平城に包囲されるも、陳平の奇策により九死に一生を得た。樊噲に代の平定を委ね、高祖は内地に戻った。七年十二月には匈奴が代を攻め、代王劉喜（高祖の兄）は洛陽に逃げ帰った。高祖は劉喜にかえ劉如意（高祖の庶子）を代王に封じた。¹⁴八年十月には高祖が韓王信の残党を東垣に撃ち、これで乱は一応終息した。しかし韓王信・曼丘臣・王黃らは健在で、この間、漢と匈奴の国境縁辺を寇略し、さらには新たな反乱が準備されていた。

韓王信の乱は、八年十月でとりあえず終息する。そこで、戦役の出征者に恩賞を支給したのであろう。まず戦死者に（実際には遺族に）②の如く八年十一月に県の負担で葬儀を行い、ついで生存者に①の如く八年三月に終身の

徭役免除を与えた。

さて、①・②が韓王信の乱の戦後処理であるならば、①と同時に出された商賈の律も、乱との関係を想定すべきではないだろうか。

ただしそのためには、乱と商人との関わり、商人の性格と乱への参加の理由が明らかにされ、律の規定が商人・乱との関係から合理的に説明されねばならないだろう。そこで次に、乱に関与した商人について検討する。

三 白土の商人

高祖七年十月、韓王信が高祖に敗れると、かわって曼丘臣・王黃らが兵をまとめ、匈奴と連合して漢軍と戦つた。これを『史記』卷九三韓信列伝は次の如く伝える。

信亡走匈奴。其將白土人曼丘臣・王黃等立趙苗裔趙利為王、復收信敗散兵、而與信及冒頓謀攻漢。

この白土の曼丘臣と王黃は、実は商人であった。それは、高祖十年に勃発した陳豨の乱の際、高祖が陳豨の将を尋ねた次の條から確認できる。

上曰、陳豨將誰。曰、王黃・曼丘臣、皆故賈人。(『史記』卷九二蘆綰列伝附陳豨伝)

これに基づいてか、つとに伊瀬仙太郎氏は、曼丘臣と王黃は白土出身の賈人で、早くから匈奴人を対象とする交易に関与していた人物と思われる、と指摘している。⁽¹⁵⁾

しかしこれだけでは不充分であろう。『史記』卷九五樊噲列伝によると、陳豨の乱の際、

破豨別將胡人王黃軍於代南。

と、樊噲が王黃軍を破つてゐるが、ここで王黃は、胡人と記されている。彼は匈奴人であつたのだろう。同じく陳豨の乱の際であるが、『史記』盧綰列伝に、

陳豨使王黃求救匈奴。

と記されている。彼が匈奴に使いしたのも、匈奴人であることの便宜を考えたからだろう。

王黃は、漢初に北辺で相次いで発生した韓王信の乱・陳豨の乱における、キーパーソンと考えられる。すなわち、前掲の如く、韓王信の乱勃発の際は、曼丘臣とともに兵を率いた。さらに、韓信列伝によれば、

匈奴使左右賢王将万余騎、与王黃等屯広武、以南至晋陽、与漢兵戰。

と、王黃は左右賢王の軍と連合してゐる。また冒頓单于が高祖を平城に包囲した際には、

冒頓与韓王信之將王黃・趙利期。(『史記』卷一一〇匈奴列伝)

と、王黃は冒頓に合流する手筈であった。このように彼は、韓王信の反乱軍の筆頭にあげられる将軍であつた。

これは陳豨の乱においても同様である。韓信列伝に、

(韓王) 信令王黃等説誤陳豨。

とある一方、盧綰列伝附陳豨伝には、

豨恐、陰令客通使王黃・曼丘臣所。

とみえる。陳豨の蜂起に、王黃は深く関わつたといえる。さらに同伝には、

九月、（陳豨）遂与王黃等反、自立為代王、劫略趙・代。

と記され、ついで前掲の如く、王黃は匈奴への使者となり、陳豨の將の筆頭として高祖に知られているのである。では、白土出身の匈奴人商人であった王黃が、なにゆえ漢初北辺の反乱の鍵を握っているのであろうか。この疑問に答えるためには、まず、白土の所在地とこれをとりまく状況を知る必要があるだろう。

白土のおよその所在を確認する。徐広や張晏は、白土は前漢の上郡にありという。〔16〕『漢書』卷一八下地理志下に、上郡の属県に白土の名がみえる。その地が現在のどこにあたるか、いくつかの異見があり、大別すると、陝西省神木県域⁽¹⁷⁾、陝西省榆林県域⁽¹⁸⁾、陝西省米脂県域⁽¹⁹⁾となる。神木県域説が有力だが、厳密な比定はこの目的ではない。いずれにせよ、秦昭襄王期に建設された長城近辺（神木県なら長城の北、榆林県なら長城沿い、米脂県なら南）で、秦の直道⁽²⁰⁾に通ずる地である点が確認できればよい。

この地は、古くから西戎と総称される人々が活動した所である。これを『史記』匈奴列伝によつてみると、春秋時代のこととして、

晋文公攘戎翟、居于河西圜・洛之間、号曰赤翟・白翟。

とある。『漢書』卷九四上匈奴伝上はこれを、

……居于河西圜・洛之間、……。

と圓を圜に作つている。その是非の議論は王先謙『漢書補注』地理志条に譲るとして、『漢書』地理志下の白土条に、

圓水出西、東入河。

とある。これは『水經注』卷三河水注の、

圓水、出上郡白土縣圓谷、東逕其縣南。

と同じ河川をいう。すると匈奴列伝の記事は白土に関わるものといえる。

ただし、赤翟は白土と関係ないだろう。前掲匈奴列伝について、『索隱』は、

案左氏伝云、晉師滅赤狄潞氏。杜氏以潞、赤狄之別種也。今上党潞県。

という。⁽²³⁾また梁玉繩『史記志疑』卷三三は、

案、洛疑當作潞。正義引括地志云、潞州本赤狄地。延・銀・綏三州白翟地。若是圓・洛、則惟白狄所居、不得言赤狄矣。

と、洛を潞の誤りとする。これによれば、白土付近は白狄が活動していた地となろう。白狄の西南方には、西戎八国があつた。⁽²⁴⁾

戦国時代に入ると、こうした西戎は次第に魏や秦に追い払われたり征服されたりしたらしい。⁽²⁵⁾そして始皇帝が天下を統一し、蒙恬に匈奴を攻めさせると、匈奴は黄河の北に退かざるをえなかつた。これを匈奴列伝は、

後秦滅六國、而始皇帝使蒙恬將十万之衆北擊胡、悉收河南地。……匈奴單于曰頭曼、頭曼不勝秦、北徙。と伝える。

こうしてみると、白土の王黃は、かつてこの地にいた胡人の子孫で、他の胡人が別の地に去つた後も留まつてい

た者かもしだれない。

しかしながら、秦末から楚漢抗争期、匈奴が發展し南下してくる。これを匈奴列伝は、
南并樓煩・白羊・河南王、侵燕・代、悉復收秦所使蒙恬所奪匈奴地者、与漢鬪故河南塞、至朝那・膚施、遂侵
燕・代。

と伝える。王贊はこの時期に白土に拠点を置いたのかかもしれない。

いざれにせよ匈奴の南下は商機の増加に繋がり、白土の商人に有利に働いたであろう。その商行為は匈奴の本国
人を対象としたのは勿論として、中国人相手や、中国と匈奴の中継にも従事したと思われる。

すなわち、『史記』卷一二二主父偃列伝に、

夫兵久則変生、事苦則慮易。乃使辺境之民、靡敝愁苦、而有離心。將吏相疑而外市。故尉佗・章邯、得以成其
私也。夫秦政之所以不行者、權分乎二子。

とある。これは武帝の匈奴攻撃を諫めた主父偃の献策の一部である。右条の「外市」について、『集解』に引く張
晏は次のようにいう。

与外國交求利己、若章邯之比。

章邯による外国との交易は、いつ行われたのか。彼の活動が比較的明瞭なのは、関東制圧の秦軍を率いた二世皇
帝元年九月以降であり、三年七月、項羽に降伏した。降伏までの章邯は、『史記』・『漢書』による限り、秦の忠臣
であったと思われる。

降伏後、章邯は雍王に封ぜられた。しかし、彼が封地を得たのは、項羽の諸王封建が行われた高祖元年二月のことであろう。それまでは、王といつても項羽軍に従っていたにすぎない。以上の二つの時期、章邯に外国と貿易する機会はないと思われる。

章邯の封地は、閼中を三分したうちの咸陽以西である。周振鶴氏は、その地は秦の内史の西部と隴西・北地の両郡であり、これは『漢書』地理志の右扶風・隴西・天水・北地・安定の五郡全域、ならびに金城郡四県と武都郡七県の地域に相当する、といふ。⁽²⁶⁾

ここで初めて、外国と交易する機会が生まれる。前掲の如く、秦末に匈奴は積極的に南下し、その勢力は朝那や膚施まで至った。『漢書』地理志下によると、朝那は安定郡の属県である。この郡は武帝元鼎三年に設置された。それ以前は、北地郡の一部であつたらしい。⁽²⁷⁾ 匈奴は章邯の領地に姿を見せており、両者の間で交易が行われた可能性を、ここに見いだすのである。

こうしてみると、章邯が外国と交易できたのは、秦の滅亡後となる。これは、章邯が外国との交易を利用して独立し、一国の王となつたという主父偃の論理展開と、前後関係が逆転する。そうなると、章邯が外国と交易していくという主父偃の言葉の信憑性が疑われるかもしれない。しかし、全くの架空による議論は説得力を持たぬであろう。何らかの事実を踏まえていたと考へるべきだろう。前後関係の逆転は、外国への侵略は国民の疲弊・離心と奸臣の台頭を招き、それが国を滅ぼすのである、という主張を効果的に展開するためのレトリックであろう。

さて、章邯に匈奴と交易していた可能性があるとすると、その東方の翟王董翳も同様の理解が可能であろう。当

時、匈奴は、朝那ばかりでなく、膚施にも到來している。【漢書】地理志下によると、膚施は上郡の屬県で、上郡は董翳の領地翟國である。また匈奴は、蒙恬に奪われたオルドスを回復し、翟國と境を接していたと推測されるからである。

白土は翟國の間近に位置する。匈奴の南進と中国側の混亂とは、王黃ら白土の商人に、活動の機会を多く与える方向で作用したと考えられる。このような状況のもとに、彼らは發展を遂げていつたのである。

四 高祖の鎖国策

ではこのようないくつかの商人が、何故に代の地に現れ、韓王信・匈奴と結んで漢に叛いたのか。ここでは、商人と国家との接点をみるために、前漢国家の貿易統制政策を取りあげる。⁽²⁸⁾

前漢初期の政策としては、呂后期の南越方面や、漢初から武帝建元六年までの西南夷方面における例もある。⁽²⁹⁾しかし、それらは別にそれぞれの事情を考えねばならない。今は、匈奴との交易に限つて検討する。

これに関して、三つの史料がある。【漢書】卷十六高惠高后文功臣表の宋子憲侯許禡条に、

孝文十年、侯九嗣、二十二年、孝景中二年、坐寄使匈奴買塞外禁物、免。

とみえる。景帝中二年に、匈奴から漢への輸入の制限があつたことがわかる。

武帝元狩二年、匈奴渾邪王らの来降に際し、長安の商人五百余人が法に触れ、死罪と決まつた。この処置を武帝に抗議した汲黯の上言に、

愚民安知市賈長安中、而文吏繩以為闢出財物如邊閼乎。〔漢書〕卷五〇汲黯傳)

とあり、同条の応劭注に引く漢律に、

胡市、吏民不得持兵器及鉄出閼。

とみえる。武帝元狩二年、漢から匈奴への輸出禁止の規定があつたことがわかる。

こうした制限は、どこに淵源を求められるだろうか。漢初に遡り、これを探っていく。

匈奴の発展・南下に対し、高祖は以下の如き対策を講じた。

まず閼中をほぼ手中にし、河南・潁川を掌握した高祖二年十一月に、

繕治河上塞。〔漢書〕高帝紀上)

と、河上の塞を修築した。晋灼はこれを、

鼂錯伝、秦北攻胡、築河上塞。

と、蒙恬が征服した河南すなわちオルドスの黄河流域の要塞だという。一方、齊召南は、

河上塞、即河上郡之北境、与匈奴边界處。

と、河上郡の北辺であり、蒙恬が征服したオルドスではないという〔漢書補注〕所引)。周振鶴氏は、『史記』匈奴列伝に、「(匈奴)復稍度河南、与中國界於故塞」とあるのを根拠に、故塞を秦昭襄王期建設の長城とし、この当時、長城以北は匈奴が支配したという。⁽³⁰⁾これは通説的見解である。

前掲の如く楚漢抗争期に、「(匈奴)与漢閼故河南塞、至朝那・膚施」とあり、また『史記』卷九九劉敬列伝の劉

前漢高祖の商人支配 林

敬の上言に、

匈奴河南白羊・樓煩王、去長安近者七百里。

とある。したがつて晋灼の説は採れない。一方、齊召南説にも疑問を感じる。河上郡の北辺は上郡と接する。そこ
の塞を修築したとなると、上郡まで侵入する匈奴に備えるという理解になる。それも考えられるが、匈奴列伝の
「与漢故河南塞」をも考慮すれば、もう少し北、秦昭襄王期建設の長城の要塞と理解してもよいだろう。いざれ
にせよ、匈奴への備えであつたことは間違いない。

ついで同年六月に、

興閼中卒、乘辺塞。（『漢書』高帝紀上）

という措置をとる。これは右の修築と関連し、匈奴対策を強化したものであろう。『史記会注考証』は河上塞の修
築に注して、

未出閼爭衡、而先脩辺備、立本自固之道也。

という。これは、高祖には早くから匈奴対策に关心があつたことを指摘するものである。

高祖の匈奴対策は、白土の商人への打撃にもなつたであろう。要塞の修築と守備兵の配置は、匈奴の侵入への備
えだけが目的ではあるまい。漢と匈奴とを結ぶ商人の活動も、制限の対象であつただろう。

白土の商人のなかには、別の交易路を求め、東方に移動する者も現れたであろう。当時の匈奴单子の本拠（单于
庭）は、代の真北に当たつており⁽³¹⁾、またそこは、いまだ高祖の力の及ばぬ地でもあつたからである。しかし、高祖

の東進とともに、匈奴との交易の制限も東方に拡大されていったと思われる。

代地方で、匈奴と接する諸郡の設置を、全祖望の考証に従つて整理すると、鴈門・雲中・代の三郡（以下、代三郡と略称）は、秦末には趙国に属し、高祖元年の項羽の封建で趙歇の代国に属し、高祖三年、韓信・張耳が陳余・趙歇を討ち滅ぼすと漢に属し、四年以降、鴈門郡・雲中郡は張耳の趙国に属し、高祖六年、劉喜が代国に封ぜられると、代三郡すべて代国に属した。⁽³³⁾

これに対し、劉文淇は、高祖四年、代三郡すべて張耳の代国に属し、高祖六年、劉喜の代国に属したという。⁽³⁴⁾周振鶴氏は、高祖四年の趙国の領地を邯鄲・巨鹿・常山の各郡（もと秦の郡）とし、高祖五年時の高祖の直轄領二四郡のうちに代三郡を数え、高祖六年、太原移封後の韓王信の領地に、代三郡（ただし、匈奴の支配地域以外）を入れている。⁽³⁵⁾

諸説あり、史料に明証なき故、各説の是非は決しかねるが、周氏の指摘の如く、当時の代地は匈奴の侵攻にさらされていていたから、それだけに国境警備は看過しえぬ問題であった。

高祖三年十月、代三郡を設置した高祖は、この時、

漢王以蒼為代相、備辺寇。（『史記』卷九六張丞相列伝）

と、張蒼を代の丞相に任命し、国境の警備を担当させた。高祖四年に張耳が趙王に封建された際、張蒼は趙の丞相に遷り、王国の内政全般を統括した。⁽³⁶⁾張耳死去後、子の張敖が趙王となり、張蒼は続けて趙の丞相を務めた。その後、「史記」列伝によると「復徙相代王」と、代王国の丞相に転任したという。しかし当時、代王国の存在は史料

で確認できない。『漢書』卷四一張蒼伝は、この箇所を「復徙相代」と記す。こちらが正しいだろう。これは、張蒼が再び国境の管制を専門に管掌し、趙王国の内政は、後出の貫高ら、先代以来の重臣に委ねたことを示す。五年七月に、燕王臧荼の乱が起きる。張蒼は代丞相として従軍し、その功績により六年八月、北平侯に封ぜられた（『漢書』高惠高后文功臣表）。

ついで、中央政府に異動し、蕭何の下で計相・主計を務め、高祖十一年七月、黥布が滅んだ後、淮南王劉長の相国に転じた。

張蒼が代相から中央政府に異動した理由は別に考えると⁽³⁸⁾、ここでは、彼が中央に転じた時期を検討する。張丞相列伝に、

遷為計相。一月、更以列侯為王計、四歲。是時蕭何為相國。

とあるので、蕭何の相国在任時期が手掛りとなる。『漢書』の高帝紀下・百官公卿表上・蕭何伝によれば、高祖十一年正月に、相国を設けたらしい。すると、それより四年以前、高祖七年あたりが異動時期となる。ただし、高祖六年九月に勃発した韓王信の乱に、張蒼は全く関係していない。したがって、張蒼は、高祖六年八月に北平侯に封ぜられ、まもなく中央の計相に異動したのであろう。

高祖三年十月以降、六年の八ないし九月まで、代地方の国境の警備は、高祖の鎖国策のもと、中央から派遣された張蒼によって、厳重に行われていたであろう。この体制は、前漢政府の地方統治の基本原則に反し⁽³⁹⁾、異例とすべきである。しかし、それだけに、中央政府の関心の高さと、統制の厳密性とを示していると思われる。

だが、それでも、代二郡が張耳・張敖父子の領地だとすると、警備の厳密性に疑問が出るかもしれない。前漢期、国境の管理は中央政府は関与せず、郡・諸侯王国の管掌が原則であった。高祖時代の異姓諸侯王は軍事権を自分自身で掌握していた、という指摘もあり⁽⁴⁰⁾、漢初から呉楚七国の乱に至る間、諸侯王のなかには、対外貿易で利益をあげ、異民族と結託する者もいたからである。⁽⁴¹⁾

また、高祖九年十二月、高祖暗殺計画が発覚し、張敖は獄に下される。計画の背景には、趙王国の反漢志向があつたと推測される。この点からみても、高祖の政策がどれほど遵守されていたか、疑問に思われるかもしれない。

しかし、こと張耳・張敖父子に限つては、この推測は当たらないだろう。『史記』卷八九張耳・陳余列伝は、高祖殺害を進言する趙相の貫高らと、これを懸命に引き留めようとする張敖との、切迫した対話を載せている。その一場面で、貫高らは張敖に、

今王事高祖、甚恭。

と上言し、張敖は臣下に、

先人亡國、賴高祖得復国、德流子孫、秋毫皆高祖力也。

と答えている。

貫高らが暗殺を計画した直接の契機を、列伝は次の如く説明する。高祖七年、平城の役からの帰途に趙国を訪れた高祖を、張敖は娘婿の礼で恭しく歓待した。しかし高祖は張敖を軽侮し、貫高らはこれに怒ったのだ、と。

この説明に従えば、右の「今王事高祖、甚恭」は、直接には、高祖を供応する張敖の態度を指す。しかしこれを

広くとらえれば、供應が象徴する漢と趙との関係に、貫高らは不満があつたのだと思われる。これが貫高らの、夫天下豪傑竝起、能者先立。……請為王殺之。(同右列伝)

という言葉に表れている。これに対し張敖は、「秋毫皆高祖力也」という。ここには、至近で勃発した韓王信の乱に接して、從前通り漢に服従して行くか、それとも独立するかの、趙国の進路をめぐる意見の相違がある。

この解釈が正しければ、たとえ代三郡が趙王国の属郡であつたとしても、韓王信の乱以前、王国は密貿易を行つこともなく、張蒼の統制に従つていたであろう。

五 白土の商人と韓王信の乱

高祖の鎮国政策は、中国と匈奴を結ぶ交易に従事する商人の、生活の糧を奪つていったであろう。高祖の天下統一は、商人の危機感をいやが上でも高めたと思われる。こうした中、高祖六年正月、匈奴対策を目的に、韓王信が潁川から移封されてきた。

移封の理由を『史記』卷九三韓信列伝は、次のように説明する。

上以韓信材武、所王北近鞏・洛、南迫宛・葉、東有淮陽、皆天下勁兵處。迺詔徙韓王信、王太原、以北備禦胡。潁川は、高祖が一時は廁都を考えた洛陽に近く、軍事・経済の枢要地であった。一時、項羽に寝返つた前歴もある韓王信を、このような要地におくのは危険きわまりない。そこで、韓王信を北辺に移し、匈奴対策に忙殺させようとしたのであろう。

しかし高祖のもくろみは外れた。韓王信が離反を決意した心情の背景には、次の如き事情が推測される。高祖の皇帝即位後、田横（五年五月）、燕王臧荼（五年七月九月）、利機（五年九月）が、次々と反旗を翻し滅びた。六年十月には、楚王韓信に謀反の嫌疑がかかる。十二月、身柄を拘束された韓信は、領地を没収され、淮陰侯に格下げされた。こうした情勢の中、韓王信は移封された。かつて漢を裏切った彼が、この度の封地替えに猜疑心を起こさなかつたといえるだろうか。

白土の商人と韓王信とを結びつけた、それぞれの利得は何であったか。白土の商人は、鎮国策打破だろう。利に目ざとい商人のこと、韓王信の来歴は、先刻承知であつただろう。韓王信は、商人が匈奴と親しい点に注目したと思われる。漢は遠く、匈奴は近いのである。

『史記』韓信列伝によると、移封後の韓王信は、晋陽から馬邑への居所の移動を高祖に願い出、認められている。その意図は奈辺にあつたか。列伝は次の如く説明する。

信上書曰、國被邊、匈奴數入。晋陽去塞遠、請治馬邑。上許之。

しかし、韓王信の来歴と、異姓諸侯王誅滅の情勢と、商人の活動とを勘案すると、上書の額面通り受け取ることに躊躇を覚える。

そして張蒼が中央の計相に転ずると、商人と韓王信は急速に接近したと思われる。六年、匈奴が韓王信を馬邑に包囲したのが九月であるのは、匈奴の常例といえる。⁽⁴²⁾ しかしながら、張蒼転任後、商人と韓王信が急接近したからでもあるのではなかろうか。『史記』韓信列伝は、反逆の理由を、

冒頓大開信、信數使使胡求和解。漢發兵救之。疑信數間使、有二心、使人責讓信。信恐誅、因與匈奴約、共攻漢、反以馬邑降胡、擊太原。

と説明する。匈奴への度々の使者派遣を、裏切りと疑う高祖に咎められ、結果、韓王信は離反した、という。しかし、韓王信の使者が和解を求める者だけであつたかどうかは、疑つてみる必要があるだろう。

白土の商人は、韓王信と匈奴とを取り持つ役割をしたのである。また、交易を通じ山河の形勢に明るく、各地に縁故も多い商人は、将校としても有能であつたと思われる。

六 商賈の律と陳豨の乱

韓王信の乱は、高祖八年十月、一応は終息し、三月、商賈の律が發布された。ここでは、律の内容を乱との関係から見ておこう。

商賈の律の第一は衣服の制限である。これは、単に商人の奢侈を禁ずるのが目的ではないだろう。『史記』平準書は「不得衣糸」とするが、『漢書』高帝紀下は「毋得衣錦繡綺縠紵綉」とする。『漢書』は禁止品目をより詳細に記したと考えてよいだろう。

さて、錦・繡・綺・縠はそれぞれ、にしき・ぬいとり・あや・ちぢみで、絹織物である。糸は細い葛糸の衣、紵は細い麻糸の衣で、植物纖維の織物である。ここで注目したいのは、最後の綉である。顏師古は綉に注して、

罽、織毛。若今毚及毚鯈之類也。

と毛織物とする。錢大昭『漢書弁疑』卷一は、

罽、当作纊。說文、罽、魚網也。纊、西湖毳布也。

と、『說文解字』により纊を是とする。これとは別に『周禮』春官・司服に、

祀四望・山・川、則毳冕。

とあり、鄭司農は、

毳、罽衣也

と注する。これを敷衍して、賈公彥疏は、

案、爾雅云、毛釐謂之罽。則續毛為之。若今之毛布。

とし、さらに孫詒讓『周禮正義』は、

爾雅・釋言云、釐、罽也。書、禹貢孔疏引舍人云、釐、謂毛罽也、胡人續羊毛作衣。爾雅釋文引李巡本、釐作毳。是先鄭所本。罽者、纊之借字。說文・糸部云、纊、西湖毳布也。

といふ。『書經』禹貢の孔疏に引く舍人は、『爾雅』釋言の刑昺疏にも引かれているが、現行の『周禮』地官・舍人にはみえない。

以上の考証から、後漢の許慎・鄭司農が纊・罽を毛織物と理解しているとわかる。より注目されるのは、後漢の許慎と、成立年代は不明だが「舍人」が、纊・罽を西湖・胡人の毛織物としている点である。この解釈を高帝紀下

の律文に援用してもよければ、商賈の律の第一は、匈奴や西域産の毛織物の着用の禁止を含むことになる。

この律は、絹・植物・動物毛の三種すなわち衣服全般を網羅し、そのうちの贅沢品を禁止すると解釈すべきではないだろう。これまで述べてきたように、白土の商人には匈奴出身者がいたのである。この点を考慮すれば、劉の着用禁止は、漢に居住・活動する匈奴商人に対して、匈奴的生活習慣と価値観を捨て、漢人への同化を強制するものであったといえよう。匈奴人であることを捨て、漢人になれという、厳しい命令なのである。

絹織物着用の禁止は、また別の意味をもつであろう。高祖に始まる和親策に、絹織物の贈与が含まれている。これは匈奴がそれを欲したからであろう。⁽⁴³⁾ それならば、和親以前から、中国から匈奴に、絹は輸出されていたと思われる⁽⁴⁴⁾。その扱い手が商人である。

匈奴の発展に警戒し、鎖国策を進めた高祖が、これを放置したであろうか。史料に明示されていないが、高祖の鎖国策には、匈奴への絹織物輸出の禁止が含まれていたと思われる。商人の絹貿易の禁止に対し、商人が蜂起した。これが韓王信の乱の一因である。

平城の役で煮え湯を飲まされた高祖は和睦の際、匈奴の要求を受け入れざるを得なかつただろう。しかし、匈奴への対応と国内の商人への態度とは、別物である。匈奴の発展を抑えるため、民間商人の絹貿易を従前以上に厳しく禁止しただろう。それが、商人の絹着用の禁止の意味である。単なる交易禁止では、自家消費を名目に絹を買い込み、それを匈奴に密貿易する商人も、乱以前にはいたのだろう。そこで、商賈の律では、このような抜け道を断ち、交易禁止の効果をあげるために、商人の絹所有そのものを禁じた、と推測される。

第二の乗車・乗馬の禁止、ならびに第三の武器使用の禁止は、身分体制論で理解すべきではないだろう。韓王信の乱において、商人は将卒でもあった。戦車・馬に乗り、武器を手に取り漢軍と戦つたのである。商賈の律の第一・第三は、漢に刃向かう手だてを、商人から奪うことに目的がある。

第四の重税は、商人の活動能力の低下と、徵稅を通じて商人を支配体制の枠内に組み込もうというのが、目的であろう。

第五の仕官禁止は、地方権力と商人層の結託を防ぐのが目的だろう。⁽⁴⁵⁾ 禁止の対象となる官職について、渡辺信一郎氏は、市籍に編戸される商人・手工業者は、属吏にはなれたが命官にはなれなかつた、という。命官とは、皇帝の直接任命を受けて官府全体を指導する王臣で、官府の長官である官長と数名の副官クラス（長吏・丞）などである。⁽⁴⁶⁾

いまは、高祖時代に限つて、渡辺氏の見解を検討する。当時、諸侯王国の官吏任命権は、太傅・相国は中央政府がもち、丞相・内史・中尉・御史大夫以下は王国が自ら有していた。ただし、王国の内史・中尉・御史大夫などの二千石が欠けた場合、中央の許可のもとに王国が補任を行つた。⁽⁴⁷⁾ そうなると、商賈の律の第五は、諸侯王の官吏任命権に制限を加えるのが、目的の一つといえよう。商人層が地方権力の高官となり、地方権力と結託して中央政府に反逆するような道を断つのがねらいである。

ここで商賈の律第一から第四の「賈人」についての私見を先行研究と照合する。私見によれば、「賈人」の具体像は、匈奴との交易に従事する北辺の商人である。その中には、中国人もいたし、匈奴人もいた。この商人は行商

であるから、影山氏や紙屋氏がいう市内に居住・営業する商人ではない。松崎氏がいうとおり、市籍への登載とは別の基準である。それは匈奴との交易が基準となる。したがつて、匈奴との交易という点において、越智氏のいう如く行商が主対象であり、堀氏のいう如く、市籍の有無とはかかわりなく、現在商業に従事している者を指し、それらを政府が把握しようとしている意図を示しているのである。私見の立場は松崎・越智・堀の各氏に近い。ただしそれは、一般的商人を想定するのではなく、北辺で匈奴との交易に従事する商人に限定した上でのことである。

第五の「市井の子孫」は、現在市籍を有する商人と、かつて祖父母・父母が市籍をもつておらず、自身はそこから外れた一般民と、その両者を意味すると思われる。高祖の鎖国策の圧力下、匈奴との交易を継続しようと模索した者もいれば、断念した者もいたであろう。しかし両者とも、大きな財力と人脈をもつていたであろう。中央政府が問題としたのは、現在商人であるか否かではなくて、その経済力とネットワークを恐れたのである。

「賣人」の対象基準と「市井の子孫」のそれとの間には、一見すると矛盾があるようにも思われるが、それは当らない。両者は補い合つて、匈奴と交易する者・匈奴・地方権力、この三者の連携を防ごうとしているのである。以上が、韓王信の乱からみた商賈の律の解説である。次に、その後の北辺における商人支配の展開をみていく。

高祖七年十二月、匈奴が代を攻めると、代王劉喜は洛陽へ蒙塵した。高祖は、劉如意を代王に封じ、さらに陳豨に趙・代の国境を統制させた。『漢書』卷三四盧綰伝は、これを、

以趙相國將監趙・代込。込兵皆屬焉。

と伝える。⁽⁴⁸⁾ 陳豨に守備を命じた理由を、高祖自身が述べている。『漢書』高帝紀下十年九月条に載せる、陳豨の乱

勃發に接した際の、高祖の次の言葉がそれである。

豨嘗為吾使、甚有信。代地、吾所急。故封豨為列侯、以相国守代。

これは、張蒼を中央に転属させ、国境警備を韓王信に委ねた結果、反乱を招いたことへの反省から、再び国境管制を中心の管掌とし、高祖の信任厚い陳豨に、その重役を任せたことを示している。

高祖九年正月に、高祖は、趙王張敖を廢して宣平侯に格下げし、かわりに、代王劉如意を趙王に封じた。この際、代三郡も趙王國に編入されたらしい。⁽⁴⁹⁾ これ以降も、陳豨は代・趙の国境を管掌し、趙王國の内政には携わらなかつたであろう。内政は、高祖が趙丞相に任命した周章が、その全般を統轄したのである。これは、韓王信の乱・貫高らの謀反が発生したこの地方を、強力に統制するための人事と考えられる。

しかし、やがて陳豨は漢に叛いた。これには代・趙の商人層の働きかけがうかがえる。『漢書』盧綰伝に次の如くみえる。

豨少時、常称慕魏公子、及將守邊、招致賓客。常告過趙、賓客隨之者千余乘、邯鄲官金皆滿。……趙相周昌乃求入見上、具言豨賓客盛、擅兵於外、恐有變。上令人覆案豨客居代者諸為不法事、多連引豨。

賓客はどのような人々であったか。『史記』高祖本紀十年九月条に次の記載がみえる。

聞豨將皆故賈人也。上曰、吾知所以與之。乃多以金啖豨將、豨將多降者。

この部将は、王黃や曼丘臣のみを指すのではない。高祖本紀は「皆故賈人……豨將多降者」と表現しているし、王黃は高祖十一年冬に曲逆で戦死（盧綰列伝附陳豨伝）もしくは同年春に樊噲軍に捕らえられる（樊噲列伝）。曼丘臣・

王黃以外に、多数の商人が陳豨の乱に参加していた。賓客とは、こうした商人が多数を占めたであろう。

彼らが犯した法は、鎖国策や商賈の律であったと思われる。鎖国策と商賈の律は、国境近辺の商人層に大きな制約を課すものであった。そこで、陳豨の周囲には、漢の政策に不満をもつ多くの商人が集まってきたのである。その中には、匈奴商人もいたであろう。

彼ら商人の力は、代・趙の全域を覆うほどであった。すなわち、『史記』盧綰列伝附陳豨伝によれば、陳豨の乱が勃発すると、趙相周章は常山郡の守・尉を斬殺するよう、高祖に願い出た。その理由は、
常山二十五城、豨反、亡其二十城。

といふものであつた。しかし守・尉が漢に叛いたわけではなかつた。⁽⁵⁰⁾これは、この反乱が単に支配層間の問題ではなく、国境近辺を舞台とする漢初の支配体制と当該地域社会との衝突が、具現化していることを示している。

高祖は、この点を鋭く察知したのである。反乱の勃発当初から、趙・代地域における官民の人心掌握に努めている。まず、右の周章の上奏に対し、

上曰、是力不足也。赦之、復以為常山守・尉。

と、常山郡の守・尉の罪を問はず、復職させた。この対応と、先に馬邑で匈奴に包囲された韓王信を責めた、

專死不勇、專生不任。寇攻馬邑、君王力不足以堅守乎安危存亡之地。此二者朕所以責於君王。(『漢書』韓信伝)

という態度との間には、大きな懸隔を感じざるを得ない。

次に、高祖は、周章に趙の壯士四人を選出させ、彼らに千戸ずつの封地を与えた、將軍に任命した。いまだ、高祖

とともに蜀・漢中に入り、項羽を滅ぼした功臣たちへの功賞が完了していないのに、である。その理由を『漢書』高帝紀下で高祖は、

陳豨反、趙・代・⁽⁵¹⁾地皆豨有。吾以羽檄徵天下兵、未有至者。今計唯独邯鄲中兵耳。吾何愛四千戶、不以慰趙子弟。と語る。手持ちの兵が邯鄲のそれしかないので、彼らの心を掴むためである、という説明であるが、本意は、兵の問題をこえて、地域社会全体の人心掌握がねらいであろう。

さらに、前掲の、陳豨に味方した商人たちを金錢で漢側に投降させたのも、同様の理解ができる。力で押さえ込むのではなく、彼らが欲するところを利用して、体制の枠内に取り込んで行く、支配者の狡知がここにうかがえる。

『漢書』高帝紀下十一年冬条の、

諸県堅守不降反寇者、復租賦三歲。

も、やはり地域社会の掌握が狙いであろう。

さて、戦況は、十一年冬になると、漢の将軍郭蒙と齊の将軍曹參が、陳豨の将軍王黃・張春に大勝し、周勃は代地方を平定して馬邑を落城させ、高祖は東垣を陥落させた。十一年正月には、柴武が参合で韓王信を斬つた。遅れて、十二年十月、陳豨が斬殺された。

十一年正月には、乱はほぼ終息していたのである。高祖は代地区の行政区画を改定した。『漢書』高帝紀下同月条によると、代の雲中以西を中心とした中央直轄の雲中郡とし、太原郡の一部と鴈門郡・代郡を代国とし、高祖の実子の劉恒を代王に封じた。雲中郡を中心とした理由を、詔は、

則代受邊寇益少矣。〔漢書〕高帝紀下)

としているが、ここには、代の商人層が再び匈奴と結び漢に叛かぬよう、中央自らが統制するという意向が示されている。一方、代王国にしても、高祖の実子を王に封建することによって、これも漢からの離反を防ぐ狙いがあるのだろう。

こうして、陳豨の乱勃發以後、前漢政府は、力だけで代・趙の商人層を抑える手法を改め、彼らに利益を与えて体制への帰順を促した。その一方で、彼らを体制の枠内にとどめおくよう監視の目を強化した。商人支配の方法としては、より巧みになつたといえる。

この動きは、次代の惠帝・呂后期の、商賈の律改定（仕官の禁止以外は廃止）へと繋がつて行く。これについては、当該時期の歴史の中で、とりわけ呂后称制における趙王国の役割という観点から、改めて論じなければならぬ。

おわりに

本稿では、高祖の商人支配の一斑について、従来の研究で欠落していた点、すなわちその政治的意味を考えた。最後にそれを整理して述べておく。

秦末、冒頓单于のもと匈奴が発展する。かつて蒙恬に奪われたオルドスを回復し、さらに南下する一方、燕・趙・代へも侵入した。これに対し、中国は秦末・楚漢抗争の混乱期にあり、匈奴の発展に対して有効に対処できたとは

いいがたい。雍王章邯・翟王董翳など匈奴と交易する諸侯も現れる。この情勢下、白土の商人は、中国と匈奴を結ぶ交易に従事し、発展した。商人のなかには王黃のような匈奴人もいた。

高祖は関中を掌握すると鎖国策をとり、匈奴の南進や商人の活動を抑えようとした。白土の商人は、高祖の勢力圏外で匈奴の单于庭に正対する代地方に展開し、交易の継続を図る。しかし、ここにも高祖の支配が及んでくる。高祖は、前漢の地方統治の原則とは異なり、張蒼を派遣して国境を強力に統制した。商人たちの危機感は次第に高まり、高祖の天下統一はそれをより強めたであろう。

しかし転機が訪れる。韓王信の力を警戒した高祖が、彼を代に移封したのである。やがて張蒼が中央に異動すると、商人と韓王信は急速に接近した。そして遂に匈奴と連合し、漢に反旗を翻した。韓王信の乱である。

韓王信の乱を平定した高祖は、陳豨を派遣し国境統制の立て直しを図るとともに、商賈の律を制定する。この律は、匈奴との交易に従事する北辺の商人を対象とし、匈奴人商人に漢化を強制、中央政府に刃向かう手立てを商人から剥奪し、商人と地方権力との結託を禁じた。これは、匈奴が發展する中、これと連携して活動する北辺の商人を抑えて、北辺支配を強力に進めようという意図をもつ。

その意味で、商賈の律は抑商政策といえる。ただし、重農抑商や農本商末という思想とは一応切り離して考えるべきだろう。主として、匈奴との関係の中で、北辺をいかに支配するかという政治的問題から生じた抑商政策なのである。

この政策は失敗であった。国境統制の責任者である陳豨が、代・趙の商人層と結んで、反乱を起こしたのである

(陳豨の乱)。この乱では、代・趙の大半が陳豨の手中に帰した。これは、商賈の律が代・趙の商人たちを抑圧するものであり、漢初の中央政府の支配体制と当該地域社会とが正面から衝突したことを示している。

そこで高祖は、乱勃発直後から、方向転換を図る。代・趙の官民の人心掌握に努め、陳豨に味方した商人たちに金錢を与えて、漢への帰順を促した。彼らの利とするところによって、彼らを体制の枠内にとどめおこうとしたのである。その一方で、乱が終息に向かうと、雲中郡を中心の直轄郡とし、代・趙に高祖の実子である劉恒・劉如意を封建し、北辺地域への統制力を強化した。商人支配の方法としては、より巧みになつたといえる。

商賈の律は、漢初における北辺支配の中で、商人をいかに統制するかという政治的問題として、その性格・意味を考えなければならない。これが本稿の論じたところである。

註

(1) 前漢期の商業に関する主要な研究を、内容別にあげる。
以下の註で掲げる諸研究で、特にことわりのない場合は、本註の論文を指す。個人の論文が複数にわたる場合は、本註に付した番号により表記する。

〈商業と国家・社会構造〉

西田保「漢代初期に於ける抑商の実際と其変遷」(『歴史教育』六一四、一九三一年)

宇都宮清吉①「史記貨殖列伝研究」(『漢代社会経済史研究』

小倉芳彦「國家と民族」(一九六九年初出。『逆流と順流

弘文堂、一九五五年)

影山剛①「漢代の経済觀と中国古代商業および古代專制國家の経済政策をめぐって」(一九六一年初出)②「中国の商業と商人」(一九六三年初出)③「中国古代帝國における手工業・商業と身分および階級関係」(一九六七年初出)④「中国古代における都市と商工業」(一九七一年初出)いずれも『中国古代の商工業と専売制』(東京大学出版会、一九八四年)所収。

わたしの中国文化論』研文出版、一九七八年所収)

〈商人の身分——市籍・仕官・七科譲など〉

美川修一「漢代の市籍について」(『古代学』一五二三、一九六九年)

松崎つね子「漢代の国家と商人——武帝期を中心にして——」(『駿台史学』一四四、一九七八年)

渡部武①「秦漢時代の謫戍と謫民について」(『東洋史研究』三六一四、一九七八年)

越智重明①「漢時代の賤民、賤人、士伍、商人」(『九州大学東洋史論集』七、一九七九年)②「商人」(『戦国秦漢史研究』2、中国書店、一九九三年)③「七科譲」(同②)

山田勝芳①「中国古代の商人と市籍」(『加賀博士退官記念中國文史哲学論集』講談社、一九七九年)②「中国古代の商と賈——その意味と思想史的背景」(『東洋史研究』四七一、一九八八年)

紙屋正和①「前漢時代の商賈と緡錢令」(『福岡大学人文論叢』一一二、一九七九年)

梁玩詰「爵を通じて見た漢代の庶人考——医・商賈を中心として——」(『三田村泰助博士古稀記念東洋史論叢』立命館大学人文学会、一九八〇年)

西嶋定生「漢代の都市と商工業の展開」(『中国古代の社会

と経済』東京大学出版会、一九八一年)

堀敏一①「漢代の七科譲身分とその起源——商人身分その他」(一九八二年初出。『中国古代の身分制——良と賤』汲古閣、一九八七年所収)

重近啓樹「秦漢の商人とその負担」(『駿台史学』七八、一九九〇年)

宇都宮清吉②「西漢時代の都市」(一九五〇年初出)③「西漢の首都長安」(一九五一年初出)ともに前掲著書に所収。

李劍農「商業」(『先秦兩漢經濟史稿』生活・讀書・新知三聯書店、一九五七年)

佐藤武敏「漢代長安の市」(中国考古学研究会編『中国古代史研究』2 吉川弘文館、一九六五年)

劉志遠「漢代市井考」(『文物』一九七三—三)

吉田光邦「素描——漢代の都市」(一九七四年初出。『中国の構図 現代と歴史』駿々堂、一九八〇年所収)

渡部武②「漢代の画像に見える市」(『東海史学』一八、一九八三年)③「市場のにぎわい」(『画像が語る中国の古代』平凡社、一九九一年)

佐原康夫「漢代の市について」(『史林』六八一五、一九八

(五年)

越智重明④「漢時代の市をめぐって」(『史淵』1111、一九八六年)

堀敏一②「中国古代の『市』」(一九八八年初出。『中国古代の家と集落』汲古書院、一九九六年所収)

紙屋正和②「兩漢時代の商業と市」(『東洋史研究』五一四、一九九四年)

李祖德「漢代の市」(五井直弘編『中国の古代都市』汲古書院、一九九五年)

〈地方商業〉

多田狷介「漢代の地方商業について——豪族と小農民の関係を中心にして」(『史潮』九二号、一九六五年)

山田勝芳③「鳳凰山十号墓文書と漢初の商業」(『東北大学教養部紀要』三三号、一九八一年)

教養部論文、七五頁。紙屋①論文、八三一~八三四頁。

影山③論文、六三頁。

松崎論文、六三頁。

越智②論文、四四六・四六六頁。

越智②論文、四八一~四九〇頁。

山田②論文、一三一~一九頁。

堀①論文、二〇七~二〇八頁。

渡部①論文、五六五頁。堀①論文、二〇六頁。

(8) 渡部①論文、五六五頁。堀①論文、二〇六頁。

(9) 紙屋①論文、八六一~八六二頁。

(10) 影山③論文、八七頁。

(11) 堀①論文、二〇五頁。

(12) 謝天佑『秦漢經濟政策与經濟思想史稿』——兼評自然經濟論(華南師範大學出版社、一九八九年)、曾延偉『兩漢社會經濟發展史初探』(中國社会科学出版社、一九八九年)、

(13) 王迺琮・張華・鄭振華『先秦兩漢經濟思想史略』(海洋出版社、一九九一年)。

(14) 越智重明「序言」(註1著書)、三八頁。

(15) ただし彼は幼年であつたため、封地には赴かなかつたらしい。(『漢書補注』所引朱一新説)。

(16) 伊瀬仙太郎「漢匈奴交渉史の一考察——特に和親を中心として——」(『東西文化交流史』雄山閣、一九七五年)、三四三頁。

(17) 『史記』高祖本紀七年条の集解に引く徐広、同書韓信列伝の集解に引く張晏。

吳卓信『漢書地理志補注』(『二十五史補編』所収)、

錢坫『新斠注地里志集解』(同右)、『史記会注考証』高祖本紀、吳鎮烽『陝西地理沿革』(陝西人民出版社、一九八一年)、譚其驥『中國歷史地圖集』秦・西漢・東漢時期(地圖出版社、一九八一年)、張大可『史記全本新注』(三

秦出版社、一九九〇年)など。

(18) 汪士鐸『漢志釈地略』(『二十五史補編』所収)。

(19) 呂吳調陽『漢書地理志詳釈』(同右)。

(20) 秦昭襄王期の長城については、史念海「黃河中游戰國及秦時諸長城遺迹的探索」(『中國長城遺跡調查報告集』文
物出版社、一九八一年)。

(21) 秦の直道については、王開「『秦直道』新探」(『西北
史地』一九八七—二)、賀清海・王開「毛烏素沙漠中秦漢
『直道』遺迹探尋」(『西北史地』一九八八—二)。

(22) 『水經注』は引用文に統いて「地理志曰、圃水出西、
東入河」と記している。

(23) 『左氏伝』は宣公十五年の經・伝である。

(24) 『史記』匈奴列伝に「秦穆公得由余、西戎八国服於秦。
故自隴以西有縣諸・緼戎・翟・獮之戎、岐・梁山・涇・漆
之北有義渠・大荔・烏氏・朐衍之戎」とある。

(25) 匈奴列伝に記された魏の河西・上郡設置や秦による義
渠滅亡などがそれを物語る。

(26) 周振鶴『楚漢諸侯疆域新志』(『西漢政区地理』人民出
版社、一九八七年)、一四七頁。

(27) 同右「高帝十五郡地区沿革」、一三六頁。

(28) 紙屋氏は、漢時代には朝廷が対外貿易に介入したこと

はあつたが、基本的には民間の商人に任せていたと考え
られる、という(「前漢時代の閼と馬騮閼」「福岡大学人文

論叢」一〇一二、一九七八年)。

(29) 南越方面では、「漢書」卷九五南越伝に「母子蛮夷外
粵金・鉄・田器、馬・牛・羊即子、予牡、母予牝」とあり、而
西南夷方面では、同書西南夷伝に「及漢興、皆棄此国、而
閥蜀故徼。巴蜀民或窃出商賈、取其筰馬・僰僮・旄牛、以
此巴蜀殷富」とあるなど)。

(30) 註26周著書「高帝十五郡地区沿革」、一三五頁。

(31) 内田吟風「單于」の称号と「單于庭」の位置に就て
(一九五六年初出、「北アジア史研究 匈奴編」同朋舎、一
九七五年所収)。

(32) 代地方には三郡の他、定襄郡がある。「漢書」地理志
下は「高帝置」とし、「水經注」河水注は「漢高帝六年置」
とする。一方、王國維「觀堂集林」卷十二(漢郡考上)はこれ
を否定する。ここでは詳論しないが、定襄郡は武帝元朔二
年をあまり遡らない時期に設置されたと考えられるので、
漢初の代地方の郡には数えないこととする。

(33) 全祖望『漢書地理志稽疑』卷二(『二十五史補編』所
収)。

(34) 劉文淇『楚漢諸侯疆域志』(同右)。

(35) 註26周著書、八・七二・七六・一三七頁。

(36) 前漢初期の郡・国およびその守・相が、地方統治機関としてはいまだ熟していなかつた点については、紙屋正和「前漢郡県統治制度の展開について——その基礎的考察」

(『福岡大学人文論叢』一二一四、一四一、一九八二年)。

(37) 「史記」卷十六秦楚之際月表・『漢書』卷十三異姓諸侯王表は、五年十二月に張耳が死去したという。これに対し、

『漢書』張耳・陳余伝は五年秋に死去したという。該条の王先謙補注に引く朱一新が指摘するように、五年正月の諸侯の上疏に、すでに趙王張敖の名が見えるから、張耳の死去はその前となるはずである。

(38) これについては、「史記」張丞相列伝の「張蒼乃自秦時為柱下史、明習天下図書計籍。蒼又善用算律曆。故令蒼以列侯居相府、領主郡國上計者」という説明が参考になる。

(39) 註28紙屋論文は、「唐六典」卷二互市監の「漢・魏已降、緣邊郡国、皆有互市、与夷狄交易、致物產也。並郡

県主之、而不別置官吏」を引き、民間商人による国境地帯の对外貿易は地方の郡や諸侯王国が管理したという(五六五六頁)。高祖時代、諸侯王国の丞相を任命する権限が、中央政府になく、諸侯王が掌握していた点については、鎌田重雄「秦漢政治制度の研究」(日本学術振興会、一九九四年所收)。

(40) 註36紙屋論文(上)。

(41) 布目潮渕「吳楚七国の乱の背景」(『和田博士還暦記念東洋史論叢』講談社、一九五一年)、註28紙屋論文。

(42) 内田吟風「古代遊牧民族の農耕国家侵入の真因——特に匈奴史上より見たる——」(一九五五年初出、註31著書所収)は、匈奴の侵入は夏秋が最も多いといふ。

(43) 註15伊瀬論文、フルスウェ「漢代における絹貿易の要因」(『東方学』四七、一九七四年)は、匈奴にもたらされた絹織物は、中央アジアからさらに西方へ転売されたり交易された、と推測している。

(44) 「史記」貨殖列伝の烏氏倮が参考となる。

(45) 西田論文は「富賈の階級が封建的貴族階級に接近し、これらと結託することを禁止せんとした」と指摘している(一一〇~一一二頁)。

(46) 渡辺信一郎「小結」(一九九二年初出、「中国古代國家の思想構造——專制國家とイデオロギー——」校倉書房、一九九四年所收)。

(47) 註39の諸論考。明間信行「前漢の諸侯王と王国の官吏——所謂『第一期』論再考」(『茅次』五、一九八九年)は、王国の二千石補任権は中央政府がもつという。

(48) 陳豨が「趙相国」であった点について、疑問を呈する注釋家が多い。というのも、『漢書』高帝紀下に「代相國陳豨反」とあり、『漢書』韓信伝に「陳豨為代相、監辺」とあり、「史記」淮陰侯列伝に「陳豨挾為鉅鹿守」とあるからである。

(49) 王國維『觀堂集林』漢郡考下、註26周著書「趙國沿革」。また吳仁傑『兩漢刊誤補遺』卷六趙相国(『知不足齋叢書』所収)は、この時、陳豨が代丞相から趙相国へ遷ったと考えている。

(50) 『史記』同列伝は、引用箇所の次に「上問曰、守・尉反乎。対曰、不反」と記す。

(51) 『史記』陳豨伝は「邯鄲以北」を作る。